

**第17条（関係行政機関への照会等）**

**（関係行政機関への照会等）**

第十七条 内閣総理大臣は、この法律の規定に基づく事務に関し、関係行政機関に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

**1 本条の概要**

本条は、内閣総理大臣が、本法の規定に基づく事務に関し、関係行政機関に対し、照会し、又は協力を求めることができる旨を規定するものである。

**2 本条の趣旨**

公益通報対応義務等に違反する事業者については、通報対象事実に係る法令にも違反している可能性があるため、内閣総理大臣が、報告の徴収、助言、指導及び勧告（法第15条）並びに公表（法第16条）の権限を行使する際には、行政調査や行政措置の実施に際して、通報対象事実に係る法令について権限を有する行政機関と緊密に連携する必要がある。具体的には、通報対象事実の該当性を判断するために、当該法令を所管する行政機関に解釈を照会することが想定される。

そこで、内閣総理大臣は、本法の規定に基づく事務に関し、関係行政機関に対し、照会し、又は協力を求めることができるとされた。